

薬生食輸発0107第3号
令和4年1月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産とうがらし及びフェネルの種子のトリアゾホス、ケニア産コーヒー豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸並びにマレーシア産ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。)のクロルピリホス)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年1月7日付け薬生食輸発0107第1号)により通知したところである。

今般、インド産とうがらし及びフェネルの種子のトリアゾホス、ケニア産コーヒー豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸並びにマレーシア産ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。)のクロルピリホスについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のインドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	トリアゾホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。

フェンネルの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	トリアゾホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
--------------------------------	---	--------	-------------	---	---------------------------------------

を削除し、

2. 別添1のケニアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
コーヒー豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	別表1の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。

を削除し、

3. 別添1のマレーシアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
------------	----	-------	----------	-------	-------------------

ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	クロルピリホス	別表 1 の 3 によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
---	---	---------	-----------------	---	--

を削除する。